

# 医療法人制度改革

【最終回】

## 法人類型と課税関係の総括 基金拠出型医療法人⑦

松田紘一郎税理士・公認会計士事務所 所長 松田紘一郎

医療法に適合する出資持分なし医療法人のうち、一般的と思われる基金拠出型医療法人（以下「拠出型法人」という）について、前号まで6回にわたって説明しました。

今回は、拠出型法人を新設と経過措置型からの移行に分けて、課税関係を総括して説明していくこととします。

拠出型法人を新設と移行に分けて、その財産権の変動を吟味すると表のようになります。以下に、その課税関係を説明します。

①金銭の拠出によるケース

### ■新設の場合

**移行時、3基準遵守で出資持分放棄は非課税に**

このケースでは、金銭以外の土地・建物等の譲渡所得の基因となる資産を拠出した場合、それらの資産は時価で評価（500万円超の場合、弁護士等の証明が必要・東京都）され、返還も所定の手続きにより、原則としてその時価で行われるので、拠出者に譲渡所得課税がなれます。

なお、租税特別措置法第40条申請により課税免除の可能性もありますが、この場合、受け入れた医療法人は3基準を遵守していないので無意味であり、提出しても不承認となり課税されるはずです。

拠出型法人を現金預金などの金銭を拠出（寄附型も同じ）して新設する場合、拠出者・その拠出された金銭を受け入れた法人にも課税関係は発生しません。

### ②土地・建物等の拠出のケース

#### ①のケース

「新設の場合」の①で示した3基準を遵守（充足）する限り、「出資持分の放棄」に課税関係は発生しません。

②のケース

このケースの場合、出資持分は時価で評価（出資した金額を除く）され、それを受け入れた医療法人を個人とみなして贈与税が課されます。先に示した40条申請は3基準を遵守していないので無意味であり、提出しても不承認となり課税されるはずです。

3基準を遵守するケースでは、「新設の場合」の①で示した3基準を遵守（充足）する限り、「出資持分の放棄」に課税関係は発生しません。

### ■移行の場合

#### ①3基準を遵守するケース

「新設の場合」の①で示した3基準を遵守（充足）する限り、「出資持分の放棄」に課税関係は発生しません。

②3基準を遵守しないケース

このケースの場合、出資持分は時価で評価（出資した金額を除く）され、それを受け入れた医療法人を個人とみなして贈与税が課されます。先に示した40条申請は3基準を遵守していないので無意味であり、提出しても不承認となり課税されるはずです。

3基準を遵守するケースでは、「新設の場合」の①で示した3基準を遵守（充足）する限り、「出資持分の放棄」に課税関係は発生しません。

3基準は、個別基準で一部適用の違いはあるものの、いくべきです。  
特定医療法人・社会医療法人への移行の基準にもなり、すべての医療法人に原則として適用されます。  
＊ 経過措置型医療法人が医療法人に原則として適用されます。

表 基金拠出型医療法人の課税関係

区分	その仕方	課税の有無	課税対象	備考
2007年4月1日以降 新設	土地・建築物 の拠出	しない (金銭のみ)	なし	—
		あり	される	拠出者に土地・建物等の時価で譲渡所得課税 (*1)
2007年4月1日以降 移行	3基準の要件	遵守	なし	—
		不遵守	される	持分放棄・時価で法人に みなし贈与課税 (*2)

(注) \*1のケース：3基準の要件遵守で、租特法40条申請・承認により、課税されないこともあります。

\*2のケース：受贈を受けた法人を個人とみなして贈与税課税。租特法40条申請は不承認になると思われる。